

我孫子市敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市敬老祝金に関する条例（平成元年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
<p>（対象者）</p> <p>第2条 祝金は、次の各号のいずれにも該当する者に贈るものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該<u>年度中</u>に100歳に達する者</p> <p>（祝金の額）</p> <p>第3条 祝金の額は、<u>1万円</u>とする。</p>	<p>（対象者）</p> <p>第2条 祝金は、次の各号のいずれにも該当する者に贈るものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該<u>年中</u>に<u>88歳又は</u>100歳に達する者</p> <p>（祝金の額）</p> <p>第3条 祝金の額は、<u>次の表に掲げるとおり</u>とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>100歳に達する者</u></td><td><u>30,000円</u></td></tr><tr><td><u>88歳に達する者</u></td><td><u>10,000円</u></td></tr></tbody></table>	区分	金額	<u>100歳に達する者</u>	<u>30,000円</u>	<u>88歳に達する者</u>	<u>10,000円</u>
区分	金額						
<u>100歳に達する者</u>	<u>30,000円</u>						
<u>88歳に達する者</u>	<u>10,000円</u>						

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定（「年中」を「年度中」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 令和8年度における改正後の第2条第2号の規定の適用については、同号中「当該年度中」とあるのは、「令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間」とする。